

緊急提言！ これからの医療・社会福祉法人における資金運用管理



ご存知ですか？
ペイオフ解禁で変わる
社会福祉法人が所有できる有価証券

ペイオフ解禁で、「確実な」金融機関・ 「安全な」金融商品がなくなります！

社会福祉法人定款準則では、周知のように、「資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する」と規定しています。

しかしながら、大手の金融機関が破綻する経済環境では、「確実・安全」な金融機関・金融商品はもはや存在せず、運用可能な対象有価証券の範囲が変わりつつあります。

金融機関の倒産リスクから法人資産を 守るには、「信託」スキームの活用を！

法人資産を金融機関の倒産リスクから保全するためには、「倒産隔離機能」を付帯した「箱」で資産を守る必要があります。

その点、貸付信託や投資信託といった「信託」の箱を利用した金融商品は倒産リスクを遮断できる利点はあるのですが、価格変動リスクまで完全に排除することは出来ません。そこで…

資金運用管理の手法と体制について 見直しをしてみませんか！

「リスクのない資金運用」が不可能になった時代において大切なことは、リスクをゼロには出来ないまでも、リスクを極少化して可能な限りリターンの向上を目指す「制約条件下での最適化」という発想です。

「リスクをとらない」、つまり、「何もしない」ことは、かえって「結果的にリスクを招来する」ことになってしまいます。法人資金管理のあり方について、一緒に考えてみませんか？

お問い合わせは

株式会社 船井財産コンサルティング京都
担当FA 堀田 隆史*

TEL:075(353)5140 FAX:075(353)5145

* 資産運用・金融商品に関するご相談・勧誘行為は、業務提携先であるNISCO(日本インベスターズ証券株式会社)で証券外務員登録を行った弊社FA(ファイナンシャル・アドバイザー)が担当しています。